

児童数減少地域の保育園のあり方について

今年度、保育園整備計画（後期計画）に示されている保育園の休廃園基準について、地域や市議会からの提言を受け、子ども子育て審議会の議題としてきました。

3 回開催した審議会の中では、各委員の皆様から其々の立場で多面にわたる貴重な意見を頂き、考え方を共有してきたところです。

そこで、これまでの委員会の協議経過を踏まえ、現行の保育園整備計画（後期計画）に示されている考え方についての改正案を提案します。

< 現行 >

5 小規模保育園のあり方検討

(1) 施設整備基準（全体計画から転記）

【現状維持施設】

* 入園率 85%（平均入園率）以上を確保でき、将来的にも施設維持が必要

【統廃合施設】

* 入園率 50% を確保できているが、将来的に児童数の増加が見込まれず、関係地域の他施設と統合することにより効率的な運営が可能

【休廃園施設】

* 入園率 50% 以下または園児数 30 人以下であり、他施設への入園が可能
* 1 校 1 園体制が存続できない施設にあっては当面休園（経過措置 5 年）とし、大幅な児童数の増加がなければ廃園

(2) 小規模保育園における休廃園基準

園児数の減少傾向にあることは明らかであり、特に定員の少ない保育園においては、数人の減少が入園率に大きく影響しています。

地域の活動により休園から再開した新山保育園の例もあることから、単に施設整備基準だけで判断するのではなく、人口減少に歯止めをかける地域の動きや隣接する保育園との距離が相当程度あるなど、地域ごとの現状を考慮する中で検討し、対応していきます。

また、保育園のあり方として、地域の特殊性（他の園まで数キロ離れている等）や、保育園の運営方法（NPO・社会福祉法人等民間事業者）などについても検討していきます。



<改正案>

5 児童数減少地域の保育園のあり方の検討方針

(1) 検討を要する対象施設について

社会情勢や地域性を踏まえて推計した園児数が継続的に 20 人未満と見込まれる保育園は、将来に向けた保育園の在り方を検討し、方針を示すものとする。

※対象施設とする目安の考え方

- ・ 保育園設置認可の基準（平成 26 年改正）に示す利用定員が 20 人以上であること。
- ・ 3 歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、19 人以下の地域型保育園事業の対象を 3 歳未満児としていること。

(2) 具体的な検討内容について

地域の状況及び、行政運営など総合的な視点から、以下の項目について保育園のあり方を検討します。

- ① 地域ごとの保育ニーズに沿った保育事業の運営形態について
- ② 社会基盤等の整備状況と隣接保育施設の利用や連携について
- ③ 小中学校や地域との交流と連携の強化について
- ④ 継続性のある効率的な保育運営について
- ⑤ 児童数に応じた保育内容について 等

(3) 地域の現状に即した子育て施策の展開について

検討内容を分析し、地域ごとの実情に合った子育て施策の展開を図ります。

- ① 地域型保育園事業（小規模保育園等）の運営
- ② 認定こども園制度の活用
- ③ ファミリーサポート事業や一時預かり事業等、在宅の子育て支援
- ④ 民間事業者等による運営への転換
- ⑤ 休園・廃園に伴う近隣施設と地域との連携強化 等

(4) 施策の進め方について

地域の住民・保護者等の意見を聞く中で、地域の社会的環境や施設の継続性を含め総合的な視点から、適当な施策の方針を示していきます。